

令和 7 年 2 月

城南衛生管理組合議会

廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

会 議 記 録

令和 7 年 2 月城南衛生管理組合議会廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

開催日時 令和 7 年 2 月 6 日（木）午前 1 0 時

開催場所 城南衛生管理組合クリーンパーク折居事務所棟 2 階大会議室

出席委員（11 人）

|         |       |
|---------|-------|
| 谷 田 健 治 | 委 員 長 |
| 田 中 智 之 | 副委員長  |
| 中 村 正 公 | 委 員   |
| 福 田 佐世子 | 委 員   |
| 上 野 雅 央 | 委 員   |
| 語 堂 辰 文 | 委 員   |
| 辻 徹     | 委 員   |
| 稲 吉 道 夫 | 委 員   |
| 角 谷 陽 平 | 委 員   |
| 徳 永 未 来 | 委 員   |
| 中 村 麻伊子 | 委 員   |

説明のため出席した者

|         |              |
|---------|--------------|
| 野 村 賢 治 | 専任副管理者       |
| 山 本 晃 治 | 総務部長         |
| 川 島 修 啓 | 施設部長         |
| 橋 本 哲 也 | 総務部次長        |
| 馬 淵 武 志 | 総務課長         |
| 五十嵐 正 和 | 循環型社会推進課長    |
| 川 戸 辰 也 | 施設課長         |
| 倉 富 晋一郎 | 総務課主幹        |
| 増 田 清 孝 | 循環型社会推進課課長補佐 |
| 福 山 さやか | 施設課課長補佐      |

事務局

親 見 善 人 議会事務局長

議 題

- 1 ごみ処理手数料の状況について
- 2 循環型社会推進会議について

午前9時52分開会

○谷田健治委員長 本日は、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を招集いたしましたところ、委員各位におかれましては、何かとお忙しい中、ご参集いただきまして、厚くお礼申し上げます。

会議前の連絡事項についてご報告をいたします。

ただ今の出席委員数は11名全員であります。既に定足数に達していますので、委員会は成立いたしました。

ただ今から廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を開会いたします。

初めに、理事者から挨拶の申入れがございますので、お受けいたします。

野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 おはようございます。

本日、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

皆様方には、日頃から当組合の業務運営に対しましてご理解とご指導をいただいております。重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日ご報告をいたしたく存じておりますのは、「ごみ処理手数料の状況について」、「循環型社会推進会議について」の2点でございます。

それでは、委員会資料に沿って担当からご報告いたしますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○谷田健治委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

なお、当局側の説明、質疑応答につきましては着席にてお願いします。

1点目の「ごみ処理手数料の状況について」の説明を求めます。

川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 それでは、資料に基づきまして「ごみ処理手数料の状況について」をご説明させていただきます。

初めに1、現状でございます。

組合では、市町の定期収集とは別に、管内の事業所から排出される一般廃棄物である事業系一般廃棄物と家庭からの持込みごみの受入れを行っており、その手数料は表1のとおりとなっております。ほとんどはⅡ類の廃棄物であり、現在の単価は平成15年度に改定してから、20年以上改定されていません。

次に2、手数料算定の考え方についてですが、廃棄物処理法では、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されていますので、ごみ処理手数料の算定は受益者負担を原則としますが、周辺の

自治体の状況やごみ減量の観点も含めて設定を行う必要があります。

3に、手数料算定の基準となるごみ処理単価の推移を示します。図1のとおり、ごみ1トン当たりの処理単価は、物価や光熱費等の高騰による処理経費の増加に加え、ごみ減量の影響もあり増加傾向となっており、令和5年度では、ごみ1トン当たり約3万円となっています。

2ページ目の4、課題等ですが、(1)のとおり、ごみ処理単価は増加傾向であり、現状のごみ処理手数料と大きく乖離している状況になっています。また(2)のとおり、近隣団体のごみ処理手数料を見ても組合の手数料は低めであり、近隣からのごみの混入が懸念されます。そのため(3)ごみの減量や資源化の促進も考慮し、ごみ処理手数料の改定を検討する必要があると考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○谷田健治委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

徳永委員。

○徳永未来委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず、頂いております資料の3番、ごみ処理単価の推移ということで、平成23年から令和5年までの推移が書かれているんですけども、令和4年度と令和5年度で金額が上がっているというのは、クリーン21長谷山の工事の開始があったからということなのか、どういった理由でここまで上がっているのかというのをお知らせいただいてよろしいでしょうか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 処理単価の増加に関しましては、全体的には緩やかな増加傾向にありまして、特に4年から5年、少し上がったような形にはなっております。こちらは、1つは近年の物価の上昇であるとか光熱水費が上がったというところがあること、もちろんクリーン21長谷山の長寿命化の工事があったということもございますし、もう1つは、ごみ自体が減量化で徐々に減っているということも、単価としては押し上げる要因となっているということで、4年から5年が少し上がっているという状況になっています。

○谷田健治委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 減量ということは、きちんと分別されて出ているというわけではなくて、ごみの量そもそもが減っているという状況なんですかね。どういう状況か、きちんとつかめてはいないですけども、事業者のごみが大きく減っているとか、そういうことが起こっている状況なんですか。事業者自体が減少してきて、登録というんですかね、事業者が減ってきているということが起こっているんですか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 ここで示させていただいておりますごみの量というのは、家庭系も事業系も合わせた、ごみの量全体として減少傾向にあるということでございます。

単価ですので、事業系のごみも家庭系のごみも一緒に処理をさせていただいていますので、単価を出すときには家庭系も事業系も合わせた量で割り戻させていただいているという状況です。

ご質問のあった事業系の状況なんですけども、やはりコロナの影響で大幅に減っているという状況に一旦なりましたが、今年度の状況を見ると、昨年度とあまり変わらないぐらいかなと思っていますので、一旦、コロナで下がり傾向になったんですけど、今、それが鈍化したというか、ほぼ一緒ぐらいになってきたかなという状況になっております。

○谷田健治委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 今年度については同じぐらいの推移で行われていくのかなとは思いますが、このごみ処理手数料というのは基本的に、家庭系はこの値段でやっているわけではなくて、これは事業系のものなんですよ。そうなってくると、ごみ処理手数料のここだけを上げるというので、各市町は分担金という形で、市町のごみについては払っていて、そのほかの分で割り戻したときにこの金額ぐらいになるのか。今回、検討のところに、ごみ処理手数料が単価と乖離している状況になっているというのが資料を見るだけでは分かりかねるんですけども、こういった状況で乖離している状況になっているのか、教えていただけますか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 まず、家庭のごみにつきましては焼却であるとか破碎であるとかのほかに、リサイクルという形で資源化する、処理するというもの全てを集めまして、その全ての価格に対して、市町さんに分担金という形でお支払いいただいているという状況なんですけども、事業系につきましては、その処理の相応分を、基本的には事業者さんに直接お支払いいただくという形を取ってしまして、その金額については、例えばですけども、今回出させていただいたものは、事業系は可燃か破碎かがほとんどですので、焼却と破碎の処理費用、こちらの方を搬入量で割り戻して単価を出して、事業者さんが入れるのであればこのぐらいの費用がかかっていますというのを、今回、単価としてお示しさせていただいたというものでございます。

○谷田健治委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 結局、今どれぐらいの乖離があるのかというのを教えていただいてよろしいですか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 ですので、今ですと、組合としては1トン当たり大体3万円ぐらいの処理費用がかかっていると。それに対して、100kgで大体1,500円ということは1トンで1万5,000円ということになりますので、ほぼ倍ぐらいの乖離があるという状況になっております。

○谷田健治委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 分かりました。

もう1つ伺いたい点が、近隣の自治体と値段が、城南衛管では安いということになっているんですけれども、近隣市町の状況というのがどうなっているのかというのをお知らせいただいてよろしいですか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 組合に隣接する周辺の団体、陸続きというか、道路でつながっている団体が8団体ほどありまして、そのうちの5団体が組合よりも単価が高いということになっております。同じ単価が1団体、組合より安いところが2団体という形なんですけども、この2団体につきましても、令和7年度に値上げを予定されておまして、今の組合の水準と同じになる予定と伺っております。一番高いところでいうと1kg当たり40円、組合でいう100kgでいうと4,000円になるところが一番高いところでございます。

○谷田健治委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 近隣団体と、今、一番高いところというのをお知らせいただいたんですけども、一番安い2団体についても、今の城南衛管と同じような水準に持っていくということで、これまでの報告を聞いていて、分別をうまいことされているところと、されていないところというのが、お聞きしている中でちょっと多いのかなというイメージを持っていたんですけども、そういったところの注意をしながら、きちんと分別をしながら、ここでの手間をかけないような形で、値上げということに一方的に踏み切ることは、私はあまり好ましい状況じゃないなと思いながら資料は見ておりました。今、3万円ということで、大分、値段が乖離しているということもありますけれども、施設を造っていくということで、どうしても上がってくるというのは分かるんですけども、その施設が出来ることで、ただただ上げていくということでは、やっぱり利用者自体も、今、物価高騰で大変な時期なので、なかなか難しいなと思いながら資料を見させていただきました。

以上です。

○谷田健治委員長 ほかに質問はございませんか。

角谷委員。

○角谷陽平委員 よろしくお願ひいたします。

1 個確認なんですけど、そもそものごみ処理単価の計算は、処理されているごみの量で割っているのは分かるんですけど、その対象の項というのはどういう計算になっているんですか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 持込みごみの大半というのが焼却場に持ち込まれるか、もしくは破碎処理施設の方に持ち込まれるものということになっておりますので、焼却にかかる経費、そこから売電などの収入を差し引いた額、実際にかかっている経費というのと、破碎も同様に、にかかっている経費というのを足し合わせて、そこに搬入される量、こちらの方で割り戻して、1 トン当たり幾らかかっていますという単価を出させていただいております。

○谷田健治委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ごめんなさい、ちょっと分かりづらいんですけど、例えば城南衛管の方の人員費なんていうのもその経費の中には含まれている、例えば施設を新造というか、今の分も含めてですけど、そういうものも一切合財入れて、処理しているトン数で割っているということですか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 人員費に関しましても全て、いろいろな処理がありますので、その処理に合わせて分配というか、乗せさせていただいて、施設建設につきましては、当然補助金であるとか起債でずっと払っていくということになりますので、補助金とかそういう起債部分も、年度に平準して割り戻してそこに加えていくという形で、全て入れさせていただいているということです。

○谷田健治委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 こういうごみ処理単価の出し方というのは、一定、何か法律だったりとか、国とかの指針とかというもので、全国だとか、少なくとも京都府だとかというものは、一定、共通のルールなり指針というものはあるという認識でいいんですか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 環境省の方からは廃棄物の会計基準というのがございますので、全くそれどおりということはなかなか難しいんですが、それに準ずる形で補助金や施設建設の金額を後年度に割り振るという形ではさせていただいております。

○谷田健治委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 というのが、純粹に、いわゆる事業所ごみの処理手数料ということで、もちろんそれで民間の収集業者さんが、一定、収集するときのお金とかの計算をするんでしょうけど、今、乖離があるから見直しをしないといけないという話になっているわけですけど、特に近隣のそういうごみ処理の手数料と比べて云々というときに、先ほどの徳永委員の質問でも、かなり手数料に差があると。先ほど聞いたら、同じ計算方法でいったら100kg4,000円ぐらいのところもあると。逆にそれを設定してしまうと、うちでいったら、それは1万円ぐらいに、逆に多めの乖離になってきたりとか、一定、計算方法が統一されていなければ、乖離があるからというのは、改定する理由としてよく分からないなと。今、環境省で、一定、指針的なものはあるみたいなことを言わはったんですけど、要は、固定された計算方法があるわけじゃなくて、一定、そういう指針に基づいて、城南衛管として独自に試算をしている、そういう認識でよろしいですか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 おっしゃるとおりでございます。

○谷田健治委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 なので、もちろん民間の事業会社で、例えば何かその商品の値段を決めていくとか、サービスの値段を決めていくといったときに、今おっしゃられた方法って、ちょっと違うというか、一切合財、何もかも、かかっている経費を処理のトン数で割っていく計算って、何かちょっとよく分からない計算方法なのかなと。もちろん公営のところですので、民間等々との計算方法が違うのかもしれないですけど、そのわりには近隣のところともかなり乖離があると。こういうのって、何か同じような計算方法があるんやったら同じところに収れんしていきそうなものなんですけど、かなりの乖離があるというのが、ちょっと何か、ご説明だけではよく分からないと。

もちろんこれは事業所ごみの話ですけども、回り回って、事業所って何でごみを出されるんですかと言ったら、それは何かお商売をされていて、例えば飲食業であれば何かを提供されて、それでごみが出てくるわけですから、回り回って、これは市民の負担だとか、もちろん宇治市民、ごめんなさい、管内の市民の方に限りませんが、やっぱりそっちに跳ね返ってくる話でもあるので、もうちょっと明確に。本当にこれ、単純に言ったら、割り戻した3万円に近づけようと思ったら、大部分を占めるⅡ類のごみの単価を倍にすればいいわけですけど、上げる根拠として、何かすごい不確かなものしか感じないんですけど、もうちょっと何かご説明ってないんですか。

○谷田健治委員長 山本総務部長。

○山本晃治総務部長 うち独自で計算式は考えている部分があるんですけども、Ⅱ類の1,500円を決めさせていただいたときと同じ計算式でやっておりますので、この1,500円自体がそういう単価の出し方をしているわけなんです。比較すると、この間、20年近くなって倍ぐらいになったという状況でございまして、この差につきましては結局、税というか、分担金で補填していただくことになりますので、そうしますと、実際、ごみを出しておられない方々のご負担を税金で賄うような形になりますので、うちとしましては、できるだけこの処理単価に合わせていきたいという考え方でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○谷田健治委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 例えば宇治市が収集したごみを処理するために、そのためにできた施設で、その分の分担金等を払って、それで賄っている、なおかつ、それで全て、施設だとかはできるように分担金等は計算しているとなったときに、例えば追加でこれを引き受けるというときに、この事業者ごみを処理するのに燃料代は余分にかかりますよとか、その分のごみを処理するために追加で人員が必要ですよとかであれば、その部分だけを計算するのが筋だと思うんですね。追加で何か引き受けをするから、その分の単価を計算するのなら分かるんですけど、今、市町の分担金等々も使ったりとか、その辺のものも全部含めた経費でいきなり割って、これと乖離していますというのは全く理解ができない説明なんですよ。

昔、1,500円を決めたのはその方法ですと。その方法が間違っていたら、間違った方法でもう一回決めますと言ってはるのと一緒で、何の説明にもなってないと思うんですね。だから、この事業所ごみを処理するに当たって、かかる費用というのを分担金等で賄っている、市町が収集してきたごみの処理も全部含めて割り戻すという計算が、僕にはいまいち理解できないんですが、それが、こういう事業所ごみの処理の手数料を決めるときの計算方法として一般的なものかどうかというのであれば、先ほどお聞きしたように、かなり差があるわけでしょう。うちよりも安いところもあればかなり高いところもあると。一定、収れんしてきてないということで行くと、公営のものであるわけですから、恣意的な基準で、手数料、上げられるものは上げるというような話とはちょっと違うかなというところで、要は、一定の標準化されたルールであったりとか、例えば単価の出し方の計算方法だとかいうものはないのかということをお聞きしているわけです。昔、これで決めたじゃなくて、何でそれで決めたのかという説明になってないじゃないですか。それで決めた理由を教えてくださいですね。

○谷田健治委員長 橋本総務部次長。

○橋本哲也総務部次長 単価の決め方ということで、統一的なものは基本的に団体ごとにされているというのが実際なのかなと思います。ただ、有料化の手引きの中にも、や

はり排出事業者自らの責任において処理することが義務づけられていると。そのため、廃棄物の処理にかかる原価相当の料金を徴収することが望ましいと書かれていますので、そういった意味では、できる限り、費用がかかっているものを全てを頂くということが最も望ましいのかなとなっています。

一般廃棄物の処理基準というものも一定ございます。うちはそれをまだ採用してないんですけども、そちらの方も、結局のところ、よそを見させていただくと、その工場にかかっている職員給与費、それから、それぞれ処理に係る経費、それから収集運搬に係る経費、また工事費等、そういうようなものは、その年度にかかるだけでコストにしてしまうと年度間のばらつきが出ますので、こういった投資的なものについては減価償却費という形で、10年なり15年という耐用年数に応じた減価償却費を出して、それをコストという形で、毎年乗せていくという形が一般廃棄物の処理基準のところにはございます。

今回、うちの方で積算している計算も基本的にはそれと同じような形で、工場に係る職員の人件費、それから燃料費とか薬品代、修繕料、こういった経常的な経費、それから工事費に関しては一括で乗せるのではなくて、起債相当の分、10年、15年で分割させていただいて乗せると。起債については、記載の年限に応じて毎年乗せていくという形を取らせていただいていますので、基本的には単年度に多くかからないようにしつつも、毎年かかっている経費を処理経費の単価として載せさせていただいていますので、大体の団体もおおむねこれでやられているのではないかなとは思っています。ただ、それぞれの団体で値段が違うというのは、処理規模によってかかる経費というのも、やはりスケールメリットというのがございますので、大きくなれば、その分効率的な経費にもなるというところもございますので、一概に、全てがトン当たり3万円かかっているということではないのかなとは思っています。

大都市であれば安いところもございますし、中には、丸々経費でもらうのではなくて、受益者負担の部分は50%ですとか60%ですとか、それは団体によって、税負担をしていると言っている団体もあると見ておりますので、そのあたりで少しばらつきがあるのかなというところです。

ただ、環境省の手引きにも、処理原価をもらうのが望ましいとしつつも、不法投棄なり、ごみの流入とかそういうのも想定されるというところで、一定、周りとの均衡も図るべしと書かれていますので、このあたりを踏まえながら、今後、どういった単価を設定していくのかというところを検討していくことになるのかなとは考えております。

○谷田健治委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 今、ご説明いただきましたのであれですけど、本来であれば、事業所のごみにしたって自由に、それは先ほどの流入の話もありますから、一定、どこで処理してもらおうというのは、それは選択ができる話ではありますけど、でも、民間の企業と違って、安いところに持ち込もうかとかいう話を完全に自由にできるものじゃないじゃないですか。この周辺の、城南衛管が管轄されている市町で出てくる事業所ごみというのは、一定ここに持ち込まれる前提でこういう話になっている。これがどう考えても

おかしいということであったとしても、ほかのところに、例えば枚方市の方に全部持っていくとか、そんなことはできないわけですし、もっと安い、今、適当に申し上げていきますけど、兵庫県の方へ持っていこうやないかとかいうことには、もちろんそういうものもあるのかもしれませんが、全部が全部、そういう話じゃないのかなと思うわけです。そうやってきたときに、これは管内の様々な事業者さんの負担、ひいてはサービスなり何かしらの製品を購入している人の負担に跳ね返ってくる話ですから、なおかつ、ここの部分が安くなって、単純に乖離している部分が、例えば今はⅡ類がほとんどであるわけですから、1トン当たり1万5,000円ぐらい、これが、税からの負担に、分担金等に跳ね返っているんやということであれば、逆に、処理単価を上げていくということになったら、当然、分担金が減るという認識になるわけですね。どれぐらいそういうことに跳ね返ってくるのかとか、どこまでを税負担でやるのかということが全体として示されていないのに、ただ単に、今説明いただきましたけれども、本来、それが原価なのかちょっとよく分からないもの、もちろん、何かしら大規模な投資をされたときにそれを単年度でやる。そんなことは当たり前の話なわけですけど、ただ、それをいわゆる本当の原価として加えるのかどうかということが、非常に恣意的にしか思えないんですね。

なので単純に、1トン当たり3万円、Ⅱ類が多い、100kgで1,500円、1トンやったら1万5,000円、1万5,000円も離れているんです、上げないといけないんですという方法でほんまに決める話なのかという気がするんですけど、それはほかに何か、近隣市町の手数料も考慮しておっしゃいましたが、それは当たり前の話ですが、そもそもそこが、単にスケールメリットとかでそれだけ差が出ているのか、ほかの、単価を設定しているところの考え方が、本当に、単純なるスケールメリットというか、1トン当たりの処理の単価だけで決めているのかとか、そういうことを含めてご説明いただかないと、ちょっと理解しかねるんですけど、そういうことをご説明されるということは今後ありますか、資料として。今、口頭で説明されただけでは全く理解できないわけですよ。ごみ処理単価についても計算方法、全くここに書いてないわけですから。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 ご指摘いただいたように、全体が示されない中で単価だけ示されても判断も難しいというご指摘かなと思いますので、今後、組合全体の費用の中で、この手数料がどういう位置づけであって、分担金がどういう形になっていくというのを含めたご説明が必要なのかなと改めて思いましたので、改定の内容を検討する中で、そういう資料の検討もさせていただきながら考えていきたいなと思います。

また、他団体さんの状況なんかも、一部、お聞きしたりとかはしているんですけども、実際には処理単価がかかっているものをそのまま事業者さんに負担を求めているところであるとか、逆に、事業者さんへの支援という形で、それよりも金額を少し安く設定されているところがありますので、先ほどスケールメリットという言い方もしましたが、スケールメリット以外にも、そういった個々の市町村の考え方という中で設定

されている部分もありますので、そのあたりも調べながら、今後、検討していきたいなと考えております。

○谷田健治委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 分かりました。よろしくお願いいたします。

最後、確認なんですけど、今後、ごみ処理手数料を改定するということに、この改定すること自体というのは議決事項なんですか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 単価につきましては条例に載せさせていただいていますので、当然、議決事項となっております。

○谷田健治委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 分かりました。

やっぱりそれを議決するからには、僕らも、それはきちんと根拠なり、周りの決め方とかも見ないと議決のしようがないので、その辺はよろしくお願いいたします。  
以上です。

○谷田健治委員長 ほかに質問はございませんか。  
中村麻伊子委員。

○中村麻伊子委員 よろしく願いいたします。

様々にご意見がございましたけれども、私としては、20年以上、改定されていないことであつたりとか、物価高騰で処理費がかさんでいるということには理解ができますので、ある一定、改定の検討をすることについては理解できていると思っております。

様々に皆さんのご疑問のあることは、これからの検討の中で示していただきながら説明いただけたらと思うんですが、今後のスケジュールは、組合としてはどういうふうを考えておられるのか、その点について確認させていただけたらと思います。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 今後、令和6年度の実績も見ながら、令和7年度に改定価格について検討を行わせていただきまして、早期に議会の方に提案させていただきたいと考えております。

○谷田健治委員長 中村麻伊子委員。

○中村麻伊子委員 早期というのは大体どれぐらいのことを考えておられるでしょうか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 6年度の実績次第というところもあるんですが、早ければ次の10月議会に提案できたらなと考えております。

○谷田健治委員長 中村麻伊子委員。

○中村麻伊子委員 分かりました。結構です。

○谷田健治委員長 ほかに質問ございませんか。辻委員。

○辻 徹委員 1点だけ、確認といたしますか、要望なんですけれども、先ほど、近隣団体の説明をいただいているんですけれども、具体的に、8団体さんの計算の仕方がどうなのか、同じなのかとか、あと、金額的に、当組合とどれぐらい差があるのかといったところもちょっとお示ししていただいたらありがたいなと思うんですけれども。  
以上です。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 算定の方法は、個別に全てをお聞きしたわけではないので全てではないんですけども、同じような方法で処理単価を出されて、それを基に検討されているところが多いのかなとは思っております。

具体的な金額で言いますと、先ほど、一番高いのがキロ40円ということでしたが、2番目に高いところというと、現状を言うと10キロ286円という団体であるとか、その次でいうと、10キロ220円、あと180円。すみません。もう1つが250円というところもあります。このあたりが当組合より金額が高いという状況になっております。

○谷田健治委員長 辻委員。

○辻 徹委員 高いところのは分かったんですけど、安いところはいかがですか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 失礼しました。安いところなんですけど、10キロ120円というところが1つと、100キロ1,000円というところがありまして、こちらの2団体については、一応、令和7年から10キロ150円にされる予定ということでお聞きしております。

以上です。

○谷田健治委員長 辻委員。

○辻 徹委員 ありがとうございます。

それぞれ違うというところが、安かったり高かったりというのはそれぞれの理由もあろうかと思うんですけども、こういった理由なのかというのがお分かりやったら、そこらもちょっとご説明いただいたらと思うんですが。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 お聞きできている部分だけなんですけど、やはり基本的には原価相当でいうと、もう少し高いんですけども、中小の事業者さんの支援的なもので、金額をすぐに上げられないという形にされているところであるとか、あとは、そのまま取られているところもあるんですけども、実際には200円前後のところが多いんですけども、ほとんどがその金額ではできてなくて、やはり情勢的に100%負担というのがちょっと難しいなということを独自でご判断されているのかなと考えております。

○谷田健治委員長 辻委員。

○辻 徹委員 ありがとうございます。

そういった、団体によって開きがあったりしているというところもありますので、そういった説明も、また今後もよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○谷田健治委員長 ほかに質問はございませんか。

語堂委員。

○語堂辰文委員 1点だけお願ひしたいんですが、今回出されています1番、現状のところに表がございます。そこで今回見直しをしたいということでございますけれども、現在考えていただいています処理手数料、I類から併せ産廃まで、この単価をそれぞれ幾らに上げようと、当初計画されていたのでしょうか。お願ひします。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 具体的に単価を幾らにするというのは、もちろん処理原価相当ということであればトン3万ベースになるんですけども、今後、どの経費を乗せていくべきかということであるとか、あと、構成市町さんのご意見も伺いながら最終的には決定していくように考えておりますので、今の時点では、これぐらいにするということを持ち合わせているわけではないということでございます。

また、Ⅱ類がほとんどというご説明をさせていただいたんですけども、搬入物の99%以上がⅡ類ですので、実際、土砂と処理困難物はほとんど入っていない、かなり量が少ないという状況になっておりますので、こちらの方についても、その取扱いをどうしようかというのも併せて検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○谷田健治委員長 語堂委員。

○語堂辰文委員 まだ、幾らということは検討していないということでございますが、先ほどもご意見でありましたように、今、物価高の中で、皆さん、生活、あるいは家計の問題でも大変困っておられる状況の中で、Ⅱ類ということだと一般家庭ごみということになってくるわけでございますが、そういう中で、市町によりましては古紙回収などを積極的に進めておられる市町もございますし、そういう紙類とかいろいろなものが混ざった状態で出されている例を聞いているところもございます。そういう中で、やはりそういう徹底をしていただく。市町によりましては補助金、例えば私のところは城陽市でございますが、キロ当たり5円の補助をしております。それが子供会であったり自治会の方に収入として行っているということなんですけれども、そういう中で古紙回収が一定進んでいるという例もございますが、やはりそういうところも強化していただくということで、聞きますと、これは大分前の話でありますけれども、焼却の費用、キロ当たり大体11円から12円と聞いていましたけれども、現在はどうなっているのか、ちょっとお聞かせいただけたらと思うんですけど、お願いします。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 焼却処理の費用ということでございますけれども、大体ですけれども、今1トン当たり、おそらく2万5,000円ぐらいということかなと思いますので、1キロ当たりですと25円ぐらいということになるかなと思います。

○谷田健治委員長 語堂委員。

○語堂辰文委員 お聞きいたしました。私、先ほど申し上げました1キロ当たり11円から12円というのは大分前の話でございますので、それが、今、倍ぐらいになっているということでもございます。

そういう中で、今回の提案といいますか、状況についての説明の中で、Ⅱ類が99%、ほとんどだということでもございますので、いわゆる資源物、古紙回収とかそういう形のを進めていただくのと併せて、今回、大幅な値上げの案が出されているといいますか、検討されているということではございますけれども、やはりこういう状況でもございますので、そのあたりは慎重に進めていただきたいと思います。あわせて、先ほど申し上げております減量のこと、それから、今後の衛管の予算関係も含めて、資料を明らかにしていただきたいと思います。

終わります。

○谷田健治委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○谷田健治委員長 ないようですので、2点目の「循環型社会推進会議について」の説明を求めます。

五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 ありがとうございます。

それでは、資料に基づきまして、循環型社会推進会議についてご説明させていただきます。

1の現状のところでございます。去る12月10日に第2回会議を開催したところでございます。11月2日に開催いたしました立命館宇治高等学校意見交換ワークショップに係る報告や減量施策についてご議論いただいたところでございます。

先の委員会で先生の方から、若者の意見を含めどんな意見が出たのか分かる資料をとのご指摘がございましたので、今回、1枚ではなくて、その次に参考資料として2種類、これまでに出示された意見についての論点整理という3枚物の資料と、その次に、立命館宇治高等学校意見交換ワークショップに係る報告書という、1枚目、2枚目が文章になっておりまして、3枚目以降が写真となっております。こういった資料をつけさせていただきます。

これまでに出示された意見について、論点整理のところをご覧いただきたいと思えます。出てきた意見の一例をかいつまんでご紹介いたしますと、番号のところの2と6を見ていただきますと、雑がみの認知度というのを高める必要があるというご意見を頂いたり、同じページの下の方の11番、16番などでは、今ちょっとはやっているようでございますけれども、いわゆる生ごみ処理器の普及を今一度検討すべきといった意見や、ちょっとページをめくっていただくんですけれども、番号で言いますと58番、59番、60番、61というのが、これは実は高校生の意見でございます、58番のような子供用品のリユースをうまくできないか、59番では家具や衣服のリペアをできないか、60番はリセールについての行政支援、61番、62番では、ショッピングモールをうまく活用して、みんなが集まるようなリサイクルの大々的なイベントができないかといったようなご議論をいただいております。

立命館宇治高校との意見交換ワークショップの報告の方を見ていただきますと、1枚目、2枚目は概要を文章で書いていますけど、3枚目のところから、高校生たちが、一生懸命議論している様子が分かるような写真をつけさせていただいております。

そうしましたら、また表に戻っていただきまして、第2回目でございますけれども、新聞報道にありましたように、第2回会議では冒頭に委員長から提案がございました。内容といたしましては、ごみの減量のために、分別したらポイントがもらえるという仕組みを入れると分別が進むだろうと。ごみの減量に有効なごみ袋有料化はポイントの

原資にもなり得ると。そういたしますと、有料化によりごみが減って、減量活動においてポイントが獲得できれば二重にごみが減量できるんじゃないかと。ごみ袋自体はポイントで買えるようにすれば、分別を頑張っている人には経済的負担がないというポイント制についての提案がございました。

各委員からの主な意見といたしましては、エコポイントと有料化をつなげた新しい手法と評価する意見がある一方、エコポイント制が成功している事例をあまり知らないというご意見や、そもそもごみ袋の有料化については拙速にせず、きっちりと議論を深める必要があるといったご意見を頂戴したところでございます。ほかにも、分別についての雑がみの分別情報、民間も含めた資源回収拠点への支援、あと、神奈川県で発明された消滅型処理器、1階のふれあいひろばに置いているんですけど、キエーロといったものがございましたので、こういったものをもっと広めてはどうかとか、バザーの開催支援等々、様々な意見を頂いたところでございます。

2番目の、今後の予定でございますけれども、2月18日に第3回会議を開催いたし、ごみ袋有料化についてしっかりと議論を深めていただいた上で、ごみ減量施策についての提言案を取りまとめていただきたいと考えております。提言いただいた減量化施策については、各構成市町でさらに検討いただき、7年度以降、順次実施していただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○谷田健治委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

中村正公委員。

○中村正公委員 今回の循環型社会推進会議が2回開かれているわけですが、1回目の報告では主な意見ということだけで、2回目はいろいろ書かれているんですが、主な意見の中でちょっと気になるところがありまして、先ほども説明がありましたけども、ごみ袋の有料化が、3回目もこれについて大きなテーマとなっている、協議するとあるんですが、ごみの有料化の問題というのは各市町が決めることであって、衛管で協議すること自体がどうなのかなと。ごみを減らすということの一環なんだろうけども、そういうことに関してはいろいろ問題もあるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○谷田健治委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 ありがとうございます。

ご指摘のとおり、有料化するとかそういった手数料の設定というのは、当然、私どもの手から離れていることでございますので、ここではあくまで、ごみをどうやったら減量できるだろう、分別というのはどうやったら進められるだろうという議論が第1回目からございまして、頑張っている人は本当に頑張っているんだけど、全然やらない人は、本当に雑誌がそのまま入っているというような両極端な状態にあるので、どうやっ

たら行動変容していただけるだろうという話が第1回目からございました。その中で委員長から、経済的手法というのがありますよという話があって、経済的手法というものもありますねという話になって、純粹に、ごみ減量化についての議論をしていただいている内容でございますので、これで正しいということではございませんので、議論の中で入っていった方がいいのかなと考えている次第でございます。

○谷田健治委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 1回目のときには構成市町との論点整理で協議されていると思うんですが、そこでもそういう有料化の話というのは出ているんですか。

○谷田健治委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 家庭のごみをどう減らしていくかという話の中で、そもそも、資料の方にも奨励的手法であるとか規制的手法であるとか経済的手法と、この3つの手法があって、それぞれの長短について議論があったところでございます。

○谷田健治委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 この会議でいろいろ出た意見とかをまとめて提言とされるわけですね。それを各市町へ、求めるというのはおかしいけども、出すんだと思うんですけども、そのときに、やはりこういう、ごみ袋の有料化がいいんですよというようなことは、頭の上から有料化したらどうですかと言う、それと同じではないのかなと思うんですが、どうですかね。

○谷田健治委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 参考資料でお出ししています、これまでに出了た意見についての論点整理の一番最後の71番から75番になるんですけども、第1回目からこういった賛否両論のご意見は頂いておりますので、これを踏まえて、こういった経済的手法というのは、ある意味もろ刃の剣でございますので、効果があるということの反面、やはり負担も大きいということがございますので、そういった議論が3回でしっかりなされるものと考えております。

○谷田健治委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 衛管として、一部事務組合ですよね、行政サービスの一部分を共同で行うことを目的とした行政機関だと思うんですけども、各市町でのそういういろいろな対応、意見がある問題をここで扱って、そもそも3回目にはそれを議論の俎上に上げているわけじゃないですか、これ自体がどうなのかなと思うんですよ。確かにいろんな意

見があると思うんですよ。ここの意見では、ごみ袋を有料化することによって不法投棄が増えるとか、そういう問題も確かにあるんでしょうけども、そもそもの問題として、ここでこれをまとめて提言として出していくということでしたら、先ほども言いましたように、意見が出ているのは有料化がいいという話が多いじゃないですか。そうすると、そっち側に持っていかれることが多いんじゃないかと思うんです。だから、これを挙げるということ自体が僕はどうかと思うんですよ。これは各市町で決めることであって、衛管でそういうことを提言として出すことかなと。その辺のことを非常に疑問に思うので質問させてもらいましたが、どうなんでしょう。

○谷田健治委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 あくまでこの会議は市民の皆様を中心に、あと、議会の方も、それから学識の先生お2人と、それから各市町、3市3町からそれぞれ出ていただいて、本当にどうやったらごみが減るんだろうということを純粹に議論しておりますので、その中で、規制的手法や奨励的手法に限定して、経済的手法を排除するということは多分ないだろうなと。やはりそのそれぞれの手法についてどんなことが考えられるのかと。それぞれに長短がありますので、それで自由闊達な意見を述べていただくと。これはあくまで提言でございますので、それで直ちにということではございません。ただ、議論の中としては、自由闊達な議論をしていただくということでよいのではないかと考えております。

○谷田健治委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 私としては、今は納得できませんけども、質問としてはこれで終わっておきます。

○谷田健治委員長 ほかに質問はございませんか。  
徳永委員。

○徳永未来委員 先ほど中村委員の方からありましたけれども、ごみ減量の手法の1つとして、ごみ袋の有料化について議論をしているということなんですけれども、今度、行われる2月18日については、ごみ袋の有料化について協議という形で、わざわざその項を取って議論されるというのは全然違うと思うんですよ。なぜ、これだけ特化して行われるんですか。

○谷田健治委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 これはホームページに上げている議事録にも掲載させていただいているんですけど、そもそも第2回のところでは、先ほどもご説明しましたけれども、委員長から、エコポイント制度というのをうまく使えば、分別できる人、

できない人、分別できない方を分別できる人が助けてあげる、それによってみんなが分別できるようになる、分別できない人をできるように労をした人については、地域全体として、それが報われるようにしてあげると。そうすると非常に人に優しい地域社会とすることができるよねというお話があって、その前提として、エコポイントに原資が要りますから、その原資として、ごみ袋の有料化というお話があったわけでございます。

それに対して、当然賛否両論ございまして、ただ、その中で各委員さんの中から、委員長の説明もあったんですけども、いきなりエコポイントが出てきましたので、そのエコポイントというのが有料化を前提として話をされていたので、有料化についてはまだ深く議論していないので、エコポイントに行く前に、まず、しっかりと有料化について議論してほしいという委員さんの方からのご要望がございましたので、こういった形でしっかりと、一番、賛否が出そうなところについて重点的に議論をしてみたいということで、第3回目がこういう感じになっているわけでございます。

○谷田健治委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 委員の方からご意見があったので行われるということなんですけれども、その後すぐに取りまとめに入るという形で、議論がきちんとできて、まとめがそこで行われるのかという疑問もございます。エコポイントについても、委員長の方からそのときに出たということで、それで十分に理解が深まっているのか、私はその点については疑問ですし、その地域がエコポイントでほんまにどれだけ実証できたのかというのが、この資料だけではちょっと読み取ることができないというのが正直なところです。

ホームページに載っている資料とかを見ればそういうことが載っているのかもしれませんが、委員から出た発言の中でということでしたら、きちんとした前提というものがどこまで出ているのか、どれほどエコポイントでごみ減量につながっているのかという事例が資料の中にどれほど載っているのかということとかも、ちっとも分からないことがありますので、この協議を進めるに当たって、エコポイントについて、この会議に出ている委員さんたちにどれほど周知されているのかということを教えていただいてよろしいですか。

○谷田健治委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 エコポイントについては当然皆さんご存じで、先ほどご紹介しました意見でも、あまりうまくいっているという話を聞いたことがないという意見が出ているぐらいですので、エコポイントについては皆さんご理解されていて、委員長から今回提案された、いわゆるごみ袋とごみの減量化施策を一体化したエコポイントというのは初めてで、ほかではない例でございますし、これについての説明は大変詳しく、丁寧に、いろいろなバージョンも含めてされましたので、そのところについては全員、皆さん理解されていて、その中で皆さんが思ったのは、エコポイントの話というのはごみ袋有料化が前提になってしまっていますから、その前提条件はみんな

なでまだ合意していないんだから、長短あるわけだから、そこをしっかりと議論しよう、それをしっかりと提言に盛り込んでいこうという議論ですので、その辺をしっかりと、賛否を含めた形で、そういった委員の皆様のご意見が反映された提言がなされるんだろうと考えております。

○谷田健治委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 その中で議論が、今後、2月18日に進んでいくんだろうとは思いますが、すけれども、長短があるということでおっしゃっているんですけれども、資料を出されるのはもちろん衛管の方ですよね。長短の資料というのは、どなたか、委員長、委員会の方が用意されるんですか。衛管の方が用意されるんですよね。

○谷田健治委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 委員長とは、当然、会議の始まる前に事前打合せをいたしますので、郡嶋先生の方から、こういうものを用意するようにというご指示がございますので、それによって資料をつくっていくという形にしております。

○谷田健治委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 いいところ、悪いところがあるとは思いますが、その長短の資料というのは、委員長はエコポイントをごみ袋有料化で進めたいと思っていらっしゃるという前提がある中で、公平なものができるのかというのが、ちょっと穿った見方をすると、疑問に思うところもあるので、衛管としてはどういう思いを持っているのかというのだけお聞かせいただいてよろしいですか。

○谷田健治委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 衛管の方としましては、これはあくまで推進会議の方で議論いただいておりますので、我々は事務局でございますので、我々から方向性をサジェスチョンするというのは違うのかなと。やはりその会議の中で自由闊達な議論をしていただいて、我々は、そういった皆様の議論に資する資料をきっちりつくっていくというふうに考えているところでございます。

○谷田健治委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 公平なものをつくっていかはるとは思ってはいるんですが、ただ、委員長から出たご意見に沿ってやるということが、やっぱりちょっと、どこまで公平なものになる、委員長に出すに当たってどういうものになるのかというのが、前提が分からない中でちょっと疑問に思ったところなので、聞かせていただきました。

今後、どういうもとで行われていくか、じっくり見ていきたいと思うんですけども、また考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○谷田健治委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○谷田健治委員長 特にないようでございますので、以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。

なお、本日の委員会の発言については速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は委員長において精査いたしますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時57分閉会